

役員等及び委員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人敬愛会（以下「法人」という。）定款第8条及び第22条に規定する理事、監事、評議員及び委員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 役員等 役員及び評議員をいう。
- (3) 委員 評議員選任・解任委員会、運営推進会議、苦情解決委員会及び入所検討委員会の委員をいう。
- (4) 報酬 その名称を問わず、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、費用弁償とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給基準)

第3条 役員等及び委員が法人の業務に従事した場合は、次のとおり日額報酬を支給する。

5,000円

- 2 法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員及び委員に対しては、前項の報酬は支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等及び委員が、法人の用務により旅行した場合は、交通費を支給する。

(報酬の支給時期及び方法)

第5条 報酬等の支給は、支給対象業務に従事した都度、現金により支給する。

- 2 前項の支給にあたっては、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 この規程は、社会福祉法第59条の2第1項第2号に規定する報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し、必要な事項は理事会において定める。

附 則

- 1 この規程は、2019年6月22日から施行する。
- 2 社会福祉法人敬愛会役員報酬規程は、2019年6月21日をもって廃止する。